

富士市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

富士市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 月 18 日提出

提出者（富士市議会議員） 高 橋 正 典

賛成者（富士市議会議員） 下 田 良 秀

〃 （ 〃 ） 望 月 昇

〃 （ 〃 ） 杉 山 諭

〃 （ 〃 ） 太 田 康 彦

〃 （ 〃 ） 小 池 義 治

〃 （ 〃 ） 鈴 木 幸 司

# 富士市議会委員会条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日)  
(条例 第 号)

富士市議会委員会条例（昭和41年富士市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第2項中「行なう」を「行う」に改める。

第9条中「行なう」を「行う」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第12条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開会することができる。ただし、第17条第1項の秘密会は、この限りでない。

- (1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合
- (2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 第1項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第17条第2項中「はかつて」を「諧つて」に改める。

第19条第2項中「終る」を「終わる」に改める。

第20条第2項中「きこう」を「聴こう」に改める。

第22条第1項中「きこう」を「聴こう」に、「あらかじめ文書で申出た」を「前条の規定によりあらかじめ申し出た」に改め、同条第2項中「申出た」を「申し出た」に、「かたよらない」を「偏らない」に改め、同条に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第23条第2項中「きこう」を「聴こう」に改める。

第26条第2項中「聞こう」を「聴こう」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



令和7年11月18日提出

富士市議会

議長 笠井 浩様

提出者（富士市議会議員） 高橋正典

賛成者（富士市議会議員） 下田良秀

〃（〃） 望月昇

〃（〃） 杉山諭

〃（〃） 太田康彦

〃（〃） 小池義治

〃（〃） 鈴木幸司

富士市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び富士市議会議規則第14条の規定により提出する。

（提案理由）

大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由または育児、介護その他のやむを得ない事由により、委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合にオンライン委員会を開催できるようにするほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正する。